

第 10 章 医療法人承継税制

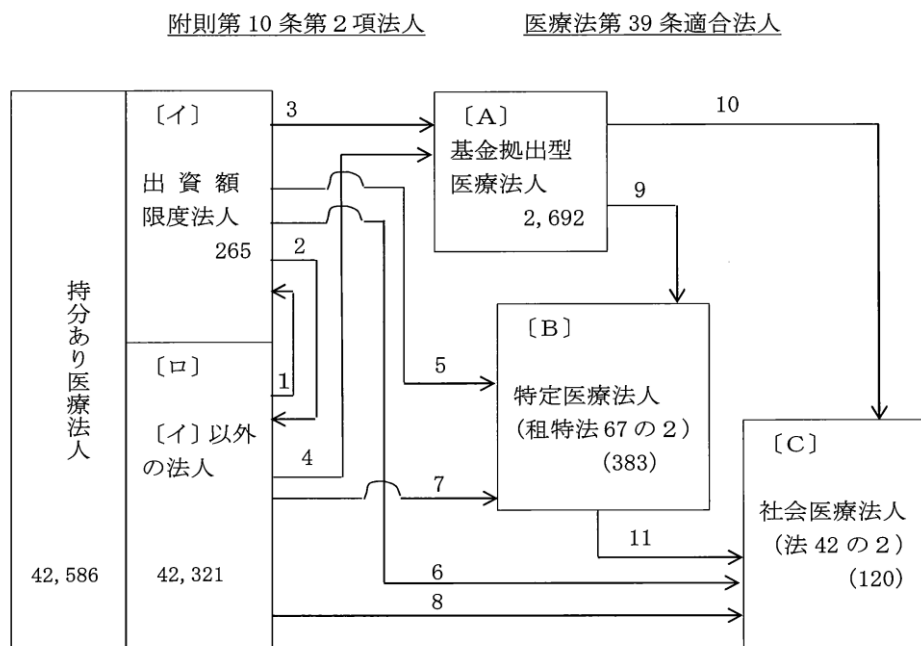
10-2 出資持分放棄等の類型

Q10-2

医療法人・社団、出資持分の放棄等の類型を教えてください。

A10-2

医療法人・社団、出資持分の放棄等の類型は、次の図表のように示されます。



なお、平成 20 年 4 月 1 日から医療法人の新設は、財団形態か社団（持分なし）形態になっており、出資持分あり法人の新設は認可されませんので持分なし（医療法第 39 条適合）法人が年々増加していくことになります。